

# 労働者代表者選挙

10月1日に発足した統括センターにおいては、現在、労働者代表者（過半数代表者）選挙が行われております。労働者代表者は働く者の代表者であり、36協定などの労使協定の締結権者や就業規則改正時の意見聴取などの役割があります。したがって、会社に対し意見し、職場実態を正すことのできる人物が就くべき役割です。会社の意向により選定された労働者代表者は違法であり、締結された労使協約は無効になります。しかし、今回も会社が選挙事務を司り、会社による労働者代表者選挙が行われております。

## 会社の不正行為が発覚！？何故か延期になる労働者代表者選挙！

池袋統括センターでは、社友会による労働者代表者立候補者激励会が開催され、統括センターの管理監督者といえる指定職の方が数名参加しており、計算上約20万円が会社経費で落とされているという事実が判明しています。そもそも、社友会の活動に会社の経費を使うことは違法です。しかし、このように特定の人物を経費を使って激励する行為は、利益誘導であり、労働者一人ひとりの自由意志の表明を制約しかねない行為であり決して許されません！

経営陣と管理者による「利益誘導の疑義」が発覚される

過半数代表者を使用者の意向によって選出することは違法行為です

経営陣と管理者による「利益誘導の疑義」が発覚される

経営陣と管理者による「利益誘導の疑義」が発覚される

分会にSOSが入る!

労働者代表選挙に対する特定者への不当な優遇が平然と行われている!

「わかっているよね!」

毎週「労働者代表選挙」になると、選挙事務を行う者による不当な優遇が行われている!

社友会 会費徴収開始!

社友会の活動に会社の経費は使えません

複数の情報提供で判明

やっぱり法律に抵触していた

更に池袋統括センターでは、山手線の営業列車に添乗し、添乗中に特定者への投票依頼が行われている事実も判明しております。お客さまの命を預かっている乗務中の事象であり、安全上極めて重大な問題です。

いま、池袋統括センターでは、選挙が延期になっています。立候補者が自職場に差し入れをしたことが、選挙事務より「利益誘導」と言われ、4回の事情聴取がされています。一方の立候補者は会社経費で激励会を行い、もう一方の立候補者は差し入れを利益誘導と言われる。どこに公平性があるのでしょうか!

これでは「公平・公正」に代表者が選ばれません!

会社の意向により選ばれた労働者の代表者は、法的にも認められていない! 働く者の意見をまとめ、会社に指摘できる人こそ労働者代表に相応しい! 差別のない公平・公正な選挙を求め、上野支部は共に連帯して闘います!